

陸上自衛隊達第 7 1－9 号

船舶の造修等に関する訓令（昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 3 号）第 4 条、第 5 条及び第 7 条により、陸上自衛隊の使用する船舶の検査等に関する達を次のように定める。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

陸上幕僚長 陸将 山崎 幸二

陸上自衛隊の使用する船舶の検査等に関する達

改正 令和元年 6 月 27 日達第 122-303 号 令和 3 年 3 月 15 日 陸自達 122－315 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 安全基準（第 3 条）
- 第 3 章 検査（第 4 条－第 1 5 条）
- 第 4 章 雑則（第 1 6 条・第 1 7 条）

附則

別紙

- 第 1 船舶検査受検予定表
- 第 2 定期検査の実施時期の伸長に係る承認申請書
- 第 3 船舶検査証書
- 第 4 船舶検査証書発行台帳

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この達は、船舶の造修等に関する訓令（昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 3 号）（以下「訓令」という。）第 4 条の規定を実施し、並びに第 5 条及び第 7 条の規定に基づき、船舶としての堪航性及び人命の安全を確保するため、船舶検査を実施する上で必要な事項を定めることを目的とする。

2 訓令第 7 条に示す船舶の改造、修理に関する手続きは、陸上自衛隊の補給等に関する訓令（陸上自衛隊訓令第 7 2 号）及び陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第 7 1－4 号）による。

（用語の意義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 船舶 陸上自衛隊において使用する水陸両用車両及び小型ボート類をいう。

- (2) 水陸両用車両 陸上自衛隊において使用する水上航行が可能な自動車（水陸両用車及び94式水際地雷敷設装置）をいう。
- (3) 小型ボート類 浮橋用動力ボート（92式浮橋用）、潜入ボート、偵察ボート（8人乗）、偵察ボート（5人乗）改、水上機動用ボート、ボート（学校用）をいう。
- (4) 水上航行 船舶で水上を航行すること（単に入水することを含む。）をいう。
- (5) 船舶検査 訓令第4条に規定する船舶の定期検査及び年次検査をいう。
- (6) 部隊等 陸上自衛隊の部隊又は機関をいう。
- (7) 使用部隊等 船舶を保有する部隊等をいう。
- (8) 器材番号等 小型ボート類に付与された固有番号及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）第4条第1項の規定に基づき、水陸両用車両に付与された自動車番号をいう。
- (9) 担当補給処（長）等 陸上自衛隊の各補給処（長）、補給統制本部（長）をいう。

第2章 安全基準

（安全基準）

第3条 船舶の安全基準は、別に示す。

第3章 検査

（船舶検査）

第4条 船舶検査は、前条に基づき作成された安全基準に基づいて行わなければならない。

- 2 使用部隊等の長は、船舶検査を受け、船舶検査証書の交付を受けた船舶でなければ水上航行のように供してはならない。
- 3 訓令第4条第2項第2号に規定する大規模な改造又は修理に該当する場合とは、船舶としての堪航性の確保又は人命の安全確保に影響を及ぼすおそれのある改造又は修理であって、次の各号に掲げる改造又は修理をいい、使用部隊長等の長は、次の各号のいずれかに該当する改造又は修理を行った場合は船舶検査を行う。
 - (1) 船体又は車体の諸元の変更その他船体又は車体の主要な構造の変更で船体又は車体の強度、水密性、復原性又は防火性に影響を及ぼすおそれのある改造
 - (2) 操舵に係る変更で水上航行における操縦性に影響を及ぼすおそれのある改造
 - (3) 機関に係る変更で機関の性能に影響を及ぼすおそれのある改造

- (4) 前3号に該当するもののほか、船体又は車体に固定される物件の新設、増設、位置の変更又は性能若しくは形式の異なる物との交換により、復原性に影響のあるおそれのある改造
 - (5) 船体又は車体の主要部についての曲直し、補強、交換、溶接その他の作業で船体又は車体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすおそれのある修理
 - (6) 機関の主要部についての補強、溶接その他の作業で機関の性能に影響を及ぼすおそれのある修理
 - (7) 前2号に該当するもののほか、船体又は車体に固定される物件の主要部についての曲直し、補強、交換（性能又は形式が同一のものとの交換は除く。）、溶接その他の作業で当該物件の性能又は強度に影響を及ぼすおそれのある修理
- 4 前項に規定するもののほか、使用部隊等の長は、陸上自衛隊が陸上自衛隊以外のものから新たに第9条に規定する検査証のない船舶を受領した場合、又は船舶の構造、装置又は性能の不良に基づく事故があった場合において陸上幕僚長が必要と認めたときは船舶検査を行う。
（船舶検査の実施の担当）

第5条 前条に基づいて行われる船舶検査は、担当補給処長等が船舶検査票を使用して行うものとする。この場合、担当補給処長等は当該船舶検査を方面総監の定めるところにより野整備部隊の長及び上位段階整備を行う使用部隊等の長に委嘱することができる。

- 2 船舶検査票の様式は、別に示す。
（船舶検査官）

第6条 船舶検査官は次の各号のいずれかに該当し、かつ検査対象船舶に適合した識能を有する幹部自衛官若しくは准陸尉又は行政職俸給表（一）の職務の級2級以上若しくはこれに対応する各俸給表の職務の級の事務官、技官並びに車両又は施設器材整備に関する上級特技を有する陸曹長又は1等陸曹のうちから、担当補給処長等又は部隊等の長がそれぞれ命ずるものとする。

- (1) 船舶の整備及び船舶検査業務に通算2年以上の経験を有する者
 - (2) 陸上自衛隊の学校において船舶に係る整備に関する課程又は集合教育を修了した者
 - (3) 前各号のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- 2 船舶検査官は、担当補給処長等又は部隊等の長の命を受け、船舶検査業務を実施するものとする。
- 3 船舶検査官は、船舶検査受検器材の整備作業の実務を兼務してはならない。
- 4 船舶検査官は、第4条に規定する船舶検査を実施した場合は、検査

結果に基づき、第9条に規定する船舶検査証書（別紙第3）（以下「検査証」という。）に当該船舶の検査を行った実施年月日等を記録し、押印又は署名するものとする。

- 5 船舶検査官は、検査証のない船舶の検査を行った場合は、使用部隊等の長に別紙第3に定める検査証を交付するものとする。

（船舶検査の要求手続き）

第7条 使用部隊等の長は毎四半期に受検を希望する船舶について船舶検査受検予定表（別紙第1）を作成し、当該四半期開始2箇月前までに担当補給処長等に送付するものとする。この場合、使用部隊等の長が船舶検査について、日時、検査の順序及びその他検査の実施について調整するものとする。ただし、船舶検査を委嘱された部隊等において船舶検査を行う場合は、この限りではない。

（船舶検査の実施時期の伸長）

第8条 使用部隊等の長は、所属する船舶について、訓令第4条第2項第1号の規定により、定期検査の時期を繰り下げる必要があると認めた場合は、定期検査の実施時期の伸長に係る承認申請書（別紙第2）により順序を経て陸上幕僚長に申請することができる。

（船舶検査証書）

第9条 船舶検査証書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 発行者名
- (2) 取得・製造年月日
- (3) 船種及び船名
- (4) 器材番号等
- (5) 総トン数
- (6) 船舶の長さ
- (7) 航行区域
- (8) 最大搭載人員
- (9) 使用部隊等の名称
- (10) 検査区分
- (11) 検査実施年月日

（検査証の再交付）

第10条 使用部隊等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査証の再交付を担当補給処長等に要求しなければならない。

- (1) 検査証の記載欄がなくなったとき。
- (2) 検査証が滅失し、き損し、又はその識別が困難になったとき。

（検査証の返納）

第11条 使用部隊等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、担当補給処長等に当該船舶の検査証（第3号に掲げる場合にあっては、旧検査証）を返納するものとする。

- (1) 船舶が処分される場合
- (2) 船舶が陸上自衛隊以外のものに管理換される場合
- (3) 検査証の再交付を受けた場合
(検査証の記載事項の変更)

第12条 使用部隊等の長は、検査証の記載事項について変更があった場合は、次回の検査において船舶検査官に申し出て記載事項の変更を受けるものとする。

(検査証の発行台帳)

第13条 担当補給処長等は、船舶検査証書発行台帳（別紙第4）を備え、検査証の発行状況を記録するものとする。

(船舶検査の特例)

第14条 第4条第1項又は第3項に該当する場合であって、当該船舶の購入又は改造等が防衛装備庁又は補給統制本部で契約したものであるときは、その船舶検査は当該契約に際して行われる検査をもってかえるものとする。

2 前項の場合において、補給統制本部長は、当該船舶に係る検査証の交付に際して、当該検査を実施した検査官（調達品に係る監督及び検査に係る訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）第4条第2項に規定する検査官をいう。）に第6条第4項に準じて所要の事項を記入させ、これを使用部隊等の長に伝達させることができる。

(船舶検査の細部実施要領)

第15条 補給統制本部長は、船舶検査の斉一な実施を確保するために必要な細部実施要領を作成し、担当補給処長に示すとともに、関係部隊等に送付するものとする。

第4章 雑則

(船舶の管理換に伴う検査証の送付)

第16条 使用部隊等の長は、船舶の管理換を命ぜられたときは、検査証を管理換先の使用部隊等の長に送付するものとする。

(船舶検査票の保存期間等)

第17条 船舶検査票の保存期間は6年とし、船舶検査の実施部隊等が保管するものとする。

附 則

この達は、平成29年11月30日から施行する。

附 則（令和元年6月27日 陸上自衛隊達第122-303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和３年３月１５日 陸上自衛隊達第 122-315 号）

- 1 この達は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別紙第 1 （第 7 条関係）

殿

発簡番号

発簡年月日 ・ ・

発簡者名

（公印省略）

船 舶 検 査 受 検 予 定 表
（平成 年度 第四半期分）

検 査 希 望 年 月 日 （ 場 所）		・ ・ （ ）		部隊等 名	
連番	船種・船名	器材番号等	前回定期検査日	摘要	
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
備考					

寸法：日本産業規格 A 4

別紙第 2 （第 8 条関係）

定期検査の実施時期の伸長に係る承認申請書

品名	器材番号等	使用部隊等名	定期検査実施予定日	伸長必要な期間	伸長が必要な理由

寸法：日本産業規格 A 4

別紙第 3 （第 9 条関係）

船舶検査証書

（表）

船舶検査証書		発行者名	
取得・製造年月日			
船種及び船名			
器材番号等			
総トン数			
船舶の長さ			
航行区域			
最大搭載人員	船員		
	その他の乗船者		
	計		

（裏）

使用部隊等名	検査区分	検査実施日	検査実施部隊等名	船舶検査官
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

寸法：日本産業規格 A 4

別紙第 4 （第 1 3 条関係）

船舶検査証書発行台帳

検査証の 発行番号	発 返	行 送	年月日	器材番号 等	使用部隊等名	摘 要
						ページ

寸法：日本産業規格 A 4